様式第1号(第2条関係)

聴聞通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

(行政庁)　　　　　　　　印

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 下記のとおり聴聞を行いますので、 | 行政手続法第15条第1項  福岡県行政手続条例第15条第1項  宇美町行政手続条例第16条第1項 | の規定により |

通知します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 聴聞の件名 |  | | |
| 予定される不利  益処分の内容 |  | | |
| 不利益処分の根拠  となる法令の条項 |  | | |
| 不利益処分の原  因となる事実 |  | | |
| 聴聞の期日 |  | | |
| 聴聞の場所 |  | | |
| 聴聞に関する事務  を所掌する組織の  名称及び所在地 |  | | |
| 聴聞の主宰者 | 職名  氏名 | 聴聞の  公開の  有無 |  |

備考

　1　聴聞の期日に出頭して意見を述べ、又は証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書、証拠書類若しくは証拠物を提出することができます。

　2　聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

　3　聴聞に当たつては、代理人の選任をすることができます。この場合には、委任状を提出してください。

　4　聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合は、補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の7日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。

　5　やむを得ない理由がある場合は、聴聞の期日の変更を申し出ることができます。

　6　聴聞に出頭する場合は、この通知書を持参してください。